## 議事概要

1 会 議	名	令和5年度第1回太宰府市景観・市民遺産審議会	
2 開催日時		令和5年9月27日(水)10:00~11:30	
3 開催場所		太宰府市役所 3階庁議室	
4 出席者名		浅野委員(会長)、小野委員、松大路委員、道下委員、大森委員、須田委員、 松山委員、吉田委員、阪本委員、瀬戸口委員	
5 議 題		【報告事項】 (1)令和4年度景観計画の届出状況について (2)令和4年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について (3)景観重要建造物の現状変更許可について 【その他の事項】 (1)だざいふ景観賞について	
6 内 容			
	【報告	事項(1)】令和4年度景観計画の届出状況について	
事務局 ※事務局		より内容説明	
	※意見等	なし	
	【報告	【報告事項(2)】令和4年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について	
事務局	※事務局より内容説明		
委員	許可申請は申請すればすべてが許可されるのか。それとも何らかの修正を伴ったものや、許可されなかったものもあるのか。		
事務局	許可申請については改善工事を行う場合、事前に許可があったものは変更申請として 取り扱い、今まで市に申請がなかったものは新規申請として取り扱う。 昨年度、改善依頼や指導を行ったが、単純に申請をすればいいだけの物件もあれば、 申請されたものの基準に合っておらずそのままでは許可が出せなかったものもある。 基準に適合していない物件は改善を依頼しあらためて申請したものや、除却すること にしたものなど、色々な物件がある。		

委員

昔からよく上がる市の屋外広告物制度に適合していない店舗について、今どのような 状況になっているのか。

事務局

当該店舗については改善するよう話を進めている。既存不適格の物件については、用語が一般的に聞きなれないものなので、それがどういったものなのかを店舗にも説明している。既存不適格の取り扱いは、変更するときまでは掲出できるといったものであり、具体的にこの期間までに改善するといったものではない。そのため、市としては近いうちもしくは変更するときに改善をと機会があるたびに伝えている。すぐ改善できればもちろん良いが、街はすぐ移り変わるものではなく、看板も常にあるものではないため、先々整えていきたいという思いで、根気強く改善をお願いしている。

会長

これについては公平性の問題が絡んでくる。時間が経過してくると、条例に適合するものが増えてくる中で、既存不適格の物件をそのままにすることはかえって不公平だという時期が必ず来る。今がそのタイミングとして適しているかどうかは分からないが、個人的にはどこかの段階で条例を改善し既存不適格に対しても遡及適用するべきとは思っている。

## 【報告事項(3)】景観重要建造物の現状変更許可について

事務局 ※事務局より内容説明

委員

現状変更された理由は、規制しないといけないような部分があったからか。それとも 補助金が出るから変更されたのか。

事務局

どちらも異なる。まず、今回の3件は補助金を出した物件ではない。景観重要建造物 に指定されている場合は変更の際に許可申請が必要なため、制度に基づき申請された。 基準違反があったわけでもない。

会長

参道の物件が景観重要建造物に指定されているのは、消防法や建築基準法による規制により本来は庇を出すことができないが、景観重要建造物に指定されると緩和されるからである。参道の庇がそろった景観を守るために景観重要建造物に指定されている。変更が伴うと申請をしないといけないため、今回の物件はその制度に基づいて申請をしている。

委員

1件目の物件の瓦屋根の変更の経緯は何なのか。もともと瓦ではなく、瓦屋根に変更されたのか。

事務局

もともと瓦だったが、経年劣化に伴う瓦の変更が行われた。

委員

瓦という仕様を変えなくても、現状変更許可申請が必要なのか。

事務局

修繕等の軽微な変更等の場合は現状変更許可が不要となる場合もあるが、今回は瓦の 色味が変わっており、市の色彩基準に合うかの確認も込めて現状変更許可申請がされ た。

委員

2件目、3件目の物件の変更の経緯は何なのか。また、外観を変更する際は基準に合わせるとは思うが、どういう観点に配慮して意匠を選択するのか。

事務局

まず、2件目は経年劣化に伴う変更で、3件目は店舗の内装工事に伴い外構工事も一部変更したことが理由である。意匠の配慮については、基準とは別に参道についてはガイドライン (太宰府市景観形成ガイドライン)を設けている。歴史的な建物の造りの例を紹介しており、意匠選択に迷われた方にはそちらを案内している。

会長

基本的な方針としては、文化財保護法に基づく指定建造物とは異なり、基準で必ずしも古風な造りにしてもらっているわけではない。比較的自由にしてもらっている。あとは周辺との調和を常識的な範囲で考えてもらい、奇抜なものなどを避けてもらうといった内容で、皆さんに協力してもらっている。

## 【その他の事項(1)】だざいふ景観賞について

事務局

※事務局より内容説明

委員

第7回の応募物件について、すべての物件所有者の承諾を事務局が取られたのか。所有者の特定作業はとても大変だと思うので、最終審査後に受賞対象となってから、所有者に同意を取るのでもいいのではないか。

会長

6回目までは『通りから見た山の景色』等は景観賞の対象として外れていたが、7回目では景観について広くとらえるために選考対象とした。建物等の所有者の特定はできるが、『御笠川沿いの桜並木』といったものは所有者の特定を絞るのが難しいため、所有者の特定といったものは必ずしも全てではないかもしれない。

事務局

応募者は承諾を自ら取らずに応募するので、市で基本すべてのものに対して承諾をとっている。所有者の特定や承諾同意のタイミングについては、人気投票時に同意なく勝手に写真を公開するわけにはいかないので、人気投票前に行っている。そのため受賞対象だけでなく、応募された物件すべてについて同意を取る必要がある。

委員

事務局としては、景観賞の応募数の増加についてどう思っているのか。業務上差支えがあるため応募数を減らしたい等の実情はあるのか。

事務局

応募数の増加に伴う所有者の特定や承諾確認が大変というよりも、応募内容が景観という視点ではなく写真コンテストとして応募されていることが多いため、景観の考え

方や景観の普及啓発が本来の趣旨と異なってきているのではないかという点を懸念している。応募数を減らしたいとは思ってないが、趣旨に合う応募がされればと感じている。

- 委員 活動されている団体に対して表彰があるものは第1回くらいなので、第2回以降も団体に対し応募はあったのか。啓発としては、市内にある団体が他にもあるのなら、そういった団体に応募をなげかけるのもいいと思う。
- 会長 昔は団体としての応募がなくても、その景観を作り出している団体への表彰として市 長賞を授与していた。また、昨年度から市の公共施設が受賞対象となったことから、 その場合は市の所有する施設等を管理や保護されている団体を表彰するかたちで対応 することになっている。
- 委員 物件に直接関わる方だけでなく、景観や歴史のボランティアやガイド等の団体もいる と思うので、そのようなところにも景観賞として授与してもいいのではないかと感じた。
- 委員 市民遺産との位置づけや役割を区別するのが少し難しくなりそう。
- 委員 一般募集を止めると、さらに選考対象の枠が狭まってしまいそう。
- 委員 逆に広くなるかもしれない。
- 会長 これは、今回改めて一般公募されたものを選考するのではなく、いままでの景観賞で 一度は選考対象となったものの、その後応募されなくなったものも含めて再選考して みるのはどうかということ。
- 委員 その取り組みは良いものだが、全く一般募集を取りやめるというのは、それこそ市民 の景観に対する意識をなくしていく方向になってしまうのではないか。今までの選考 から漏れた物件を再選考することも必要であり、それと並行して一般の方にも景観の 興味を持ってもらうためにも一般公募はした方が良いと思う。
- 会長 公募をしても毎年同じ方ばかりしか応募がされないことが問題視されている。
- 委員 今までの景観賞では応募されてはじめて選考対象となる。景観的にすごく良いと思っても一般応募されないと選考対象にならないことが問題だと思っている。
- 委員 目的は普及啓発だが、応募する人が増えるというよりも受賞した物件が景観的に良い ものだということを市民に理解してもらうことも大切と思うので、そういった点につ いて景観教育をできればと感じる。また、一般募集を取りやめるというよりもきちん

と景観を理解している人に応募してもらうことも大切だと思うので、関係団体に話し に行って応募をお願いする等、啓発活動もしてもらえればと思う。

委員 否定的な意見かもしれないが、写真コンテストのような方法でも良いのではないか。 若い人を中心に写真を SNS にあげることは一般的になってきており、「映える」といった視点で景観を伝えるのもよいと思う。写真を通して香り等を伝えることは難しいが、フランクな伝え方を提唱することで幅広く普及啓発を図るのも1つの選択肢である。 硬いやり方で行うほど対象者が絞られてしまう。景観として魅力あるものが出てくるかもしれない。

委員 やり方の1つとしては賛成。景観賞とはまた分けて、写真コンテストを行うと良いと 思う。

季員 自分は SNS を止めてしまったが、世の中にはとても「映える」写真を撮ることに情熱を持っている人もいる。そのような人たちの視点や気づきといったものは従来の想像つくようなものとは異なる新たな可能性を発見させてくれることもある。集客を目的とするわけではないが「私もここに行ってみたいな」と写真をつうじて思わせることで、景観に触れる機会を設けられることもありえる。また、「景観」というと時間とか季節を配慮せずにそこにあるものといった印象を受けるが、この時期のこの時間帯がいい、といったものも盛り込むことも大切かと感じる。写真コンテストというと確かに景観という部分から外れることはあると思うが、個人的には可能性を感じる点で良いものだと感じる。

委員 写真コンテストというものを市で行ったことはあるのか。天満宮では観光協会が選定されたものを回廊で展示している。昨年筑紫野市が50周年記念で写真コンテストを行ってすごい良いと思った。目的は皆に伝えたい街なみといった「景観」の部分も含まれていたので趣旨に合うのではないかと感じた。

委員 新たな啓発事業を設けるという点について1つ。今まで景観に興味はなかったが広報 紙でたまに記事を見かける程度だったので、もう少し普及啓発に力を入れてもらいた いと思う。

季員 事務局案という方法があるが、1つの考え方として「委員推薦」を設けてもいいかと 思う。審査を行う中で過去に高い点数をとったものの受賞から漏れてしまったものも あり、景観的な視点で高評価を取っていた可能性もあるので、委員の推薦というものも加味してもらえると良いと思う。

事務局 (閉会挨拶)